

# 前払式支払手段を理解する(2) —サーバ型の諸問題—

山本 正行 Yamamoto Masayuki 山本国際コンサルタンツ代表  
明治学院大学・関東学院大学講師、決済サービス事業の企画、戦略立案を専門とするコンサルタント。消費生活相談員を対象とした研修も実施。講演、執筆多数

今回は前払式支払手段のうちサーバ型が絡む消費者問題について解説していきます。

## サーバ型が絡む消費者問題

前回解説したように、サーバ型はコンビニやスーパーなどの店頭で誰もが簡単に購入することができ、購入時に利用者の本人確認が行われません。基本的にコード(サーバ上の残高にひも付いた14~20桁の英数字で構成される認証番号)を入手できれば誰でも利用できることから、コードを他人に購入させてだまし取り、それを再販して現金化するなどの犯罪の余地を生み出しました。

被害にあう消費者が増え社会問題化していますが、それを増長させたのがサーバ型のコードを扱う再販業者です。再販業者はサーバ型のコードを売買する場の提供や、買取、販売なども行っており、それがだまし取った証票の二次的な市場を生み出しているという悩ましい事態を招いています。

サーバ型の発行者は、再販業者から入手したコードを利用禁止にするなどの対策を講じていますが、コードの再販を確認することが難しい、再販されたコードが利用できないことが消費者に周知徹底されていないなど、十分な対策とはいえ課題が残ります。

## 新たな定義と用語

このような状況を重くみて、金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」が規制強化へ向けた

検討を行い、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、資金決済に関する法律(資金決済法)および犯罪収益移転防止法(犯収法)が改正されました(2022年6月、施行日未定)。

高額なチャージや利用が可能で残高を他人に送れるものなど、リスクの高い前払式支払手段の証票を新たに「高額電子移転可能型」として分類し、その要件を明確にするために、前述のワーキング・グループの報告書において、新しい用語も定義されました。

### ● 電子移転可能型

残高の譲渡、電子的な価値の移転ができるもの

### ● 残高譲渡型

発行者が管理するしくみの中で、アカウント間での前払式支払手段の残高譲渡が可能なもの

### ● 番号通知型

発行者が管理するしくみの外で、前払式支払手段である番号等の通知により、電子的価値を移転することが可能なもの

**電子移転可能型**は、残高の譲渡や価値の移転が可能なサーバ型全般を表します。

**残高譲渡型**は、スマホアプリやアカウントにログインすることで残高を別アカウント(他人)などに送ることができるもので、PayPayなどのコード決済や残高の送金ができるブランドプリペイド(スマホアプリ)などが該当します。

**番号通知型**は、メールなどで番号(コード)を送ることができるもので、Appleギフト、Google Play ギフト、Amazonギフト、ブランドプリペ

イドなどがこの分類に当てはまります。

## 高額電子移転可能型の規制内容

電子移転可能型のうち、第三者型であること、アカウントによる残高管理が可能であること、残高の移転(ギフトとしての譲渡等)が可能で、1回当たりの譲渡額が高額に及ぶものなどを新たに**高額電子移転可能型**と定め、次のとおり規制することになりました。

- 証票の発行者を犯収法上の特定事業者とする(改正犯収法2条2項30号の2)
- アカウント譲渡・譲受の禁止(改正犯収法28条の2)

なお、「高額」がいくら以上なのかは、内閣府令により次のとおり定められました。

- 1回当たりの譲渡額・チャージ額が10万円超
- 1か月当たりの譲渡額・チャージ額の累計額が30万円超

高額電子移転可能型の発行者は特定事業者に該当することから、発行や販売時(チャージ時)

などに公的書類を用いた利用者本人確認が義務づけられることとなります。(図)

## 高額電子移転可能型規制の効果に疑問の声も

現状AppleギフトやAmazonギフトは購入(チャージ)額の上限が50万円程度の高額に設定されていることから、高額チャージに一定の歯止めがかかると考えられます。実際に、スマホでの証票の購入(チャージ)などが高額に当たる場合には、公的書類を用いた本人確認が求められるようになるからです。しかし、この効果が限定的だとする疑問の声も上がっています。その理由は、だましてサーバ型を購入させる特殊詐欺の多くの場合にコンビニが利用されており、コンビニでの証票販売は既に5万円程度の上限額が設けられていること、実際の事例では少額であっても繰り返し購入していたり、複数のコンビニ店舗で複数の証票を購入していたりする事例もあるからです。

結局、コンビニ等で販売時に本人確認を行わない限り、特殊詐欺による被害が減らないのではないかという指摘です。

このように制度改正の効果は疑問視する意見はありますが、規制はこれから実施されるわけですので、経過を見極めたうえで判断する必要があるでしょう。

### 図 前払式支払手段の発行者への制度的対応



出典：金融庁「説明資料—安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」(2022年3月)16ページ